

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○沖縄県芸術大学学則の一部を改正する規則（文化振興課）	1
○沖縄県准看護師試験委員会規則を廃止する規則（医務・国保課）	1
<b>告 示</b>	
○新たに生じた土地の確認（市町村課）	2
○字の区域の変更（市町村課）	3
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）	4
<b>訓 令</b>	
○沖縄県食育推進本部設置規程（薬務衛生課）	5
<b>教育委員会事項</b>	
○沖縄県文化財保護条例による有形文化財の指定・3件	6
<b>内水面漁場管理委員会事項</b>	
○漁業法に基づく指示事項	7

## 規 則

沖縄県立芸術大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

### 沖縄県規則第74号

#### 沖縄県立芸術大学学則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学学則（昭和61年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号を次のように改める。

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県准看護師試験委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第75号

沖縄県准看護師試験委員会規則を廃止する規則

沖縄県准看護師試験委員会規則（平成2年沖縄県規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

沖縄県告示第604号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今帰仁村長から同村の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

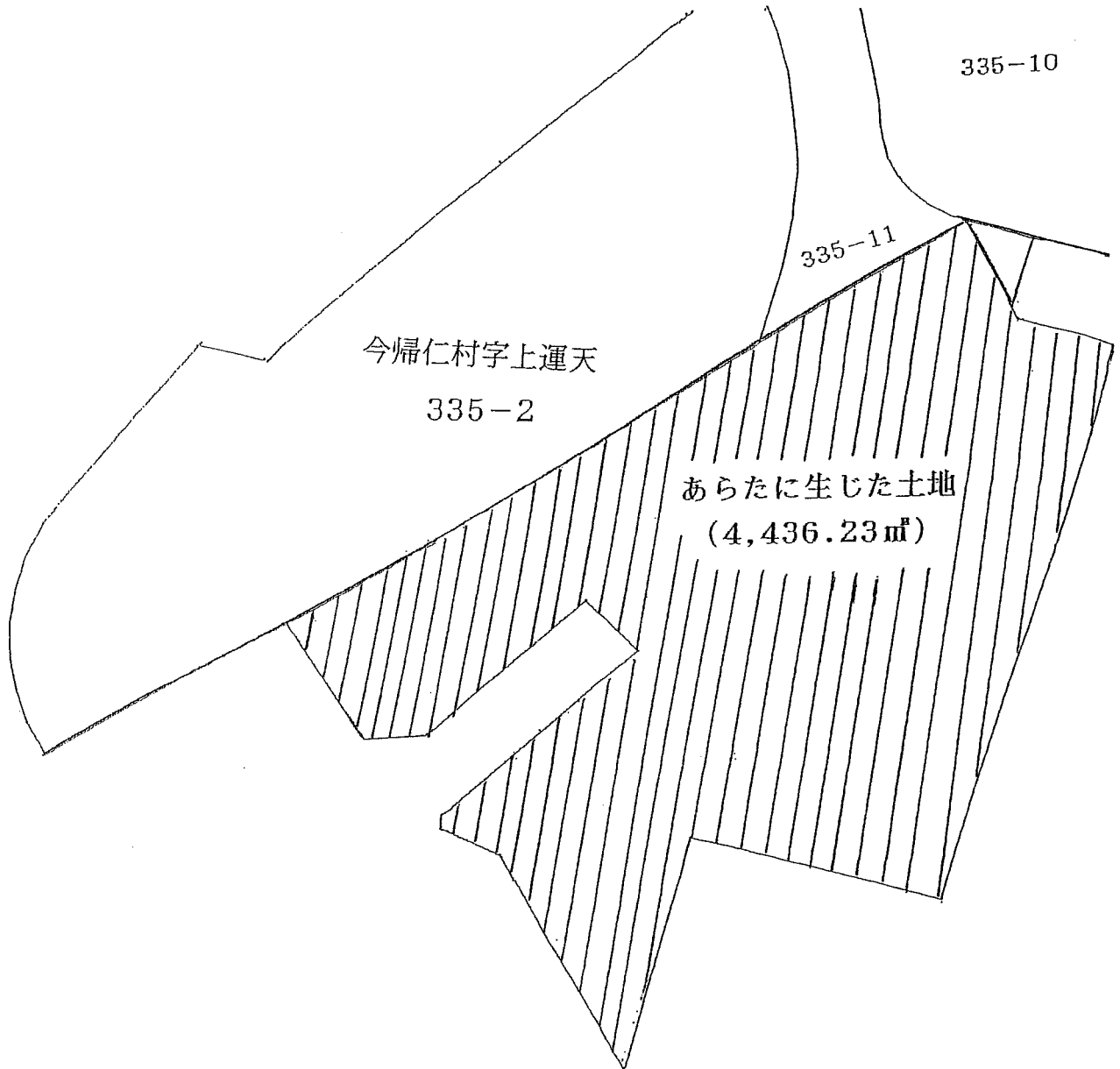
平成18年9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地の所在 別図の土地
- 2 地積 4,436.23平方メートル

別 図

国頭郡今帰仁村 あらたに生じた土地の確認図



この図面は平成18年5月17日現在の不動産登記簿法第1項の地図に基づくものです。

ただし、あらたに生じた土地等については、運天港ふ頭整備事業に係る図面に基づくものです。

沖縄県告示第605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今帰仁村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 惠

平成18年沖縄県告示第604号別図の土地4,436.23平方メートルを今帰仁村字上運天の区域に編入し、その区域を変更する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年10月17日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄高齢者生活支援センター
- 3 代表者の氏名 岸本英俊
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市銘苅3丁目20番22号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及びその家族に対して、高齢者向け共同住宅施設の運営、高齢者のための住環境や生活一般についての相談・支援、介護サービス事業など、高齢者とその家族が安心して暮らしていくことのできる環境を整備するための各種事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年10月23日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年8月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域学校支援研究フォーラム
- 3 代表者の氏名 野原正徳
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里汀良町2丁目22番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は学校運営の望ましいあり方、家庭教育のあり方、地域教育力の向上を目指す教育支援方策等を研究開発し、その成果の普及を図ると共に、地域教育機関等の必要とする支援活動を通して沖縄県の教育の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年10月16日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年8月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヴィクサーレ沖縄
- 3 代表者の氏名 加藤久
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志3丁目22番35号グレイスハイム喜納Ⅲ1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県に在住する青少年とその指導的立場にある成人、及びその者たちが居住する地域社会に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動やボランティア活動によって、スポーツ振興と子どもの健全育成、まちづくりや環境保全を図りながら、沖縄県のスポーツ文化の振興及び子どもから大人までの健康や生きがいがいづくりに寄与するとともに、沖縄県とその地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年10月24日まで縦覧に供する。

平成18年9月12日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人えるだす
- 3 代表者の氏名 國吉秀子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎町三丁目510番地148A-17
- 5 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者が地域で自立できる社会の実現を図るため、知的障害者の自立生活相談に関する事業や暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

## 訓 令

沖縄県訓令第72号

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

庁 内 一 般  
教 育 庁

沖縄県食育推進本部設置規程を次のように定める。

平成18年9月12日

沖 縄 県 知 事 稲 嶺 惠 一  
沖縄県教育委員会教育長 仲 宗 根 用 英

### 沖縄県食育推進本部設置規程

（設置）

**第1条** 本県における食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食育推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

**第2条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育の推進に係る基本的事項に関すること。
- (2) 食育推進計画の作成に関すること。
- (3) その他食育の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

**第3条** 推進本部は、本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、福祉保健部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 農林水産部長
- (3) 教育長

（本部長）

**第4条** 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する者がその職務を行う。

（会議）

**第5条** 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

（幹事会）

**第6条** 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。

- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、福祉保健部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 福祉保健部青少年・児童家庭課長
  - (2) 福祉保健部健康増進課長
  - (3) 福祉保健部薬務衛生課長
  - (4) 農林水産部流通政策課長
  - (5) 教育庁保健体育課長
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。  
(庶務)

**第7条** 推進本部の庶務は、福祉保健部薬務衛生課において処理する。  
(補則)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。  
**附 則**

この訓令は、平成18年9月12日から施行する。

## 教 育 委 員 会 事 項

### 沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

平成18年9月12日

沖縄県教育委員会

委員長 板 井 ル ミ 子

- 1 名称及び員数 神猫図 山口宗季筆 1幅
- 2 所在の場所及び所有者
  - (1) 所在の場所 那覇市久茂地1丁目1番1号 那覇市歴史博物館
  - (2) 所有者 那覇市

### 沖縄県教育委員会告示第9号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

平成18年9月12日

沖縄県教育委員会

委員長 板 井 ル ミ 子

- 1 名称及び員数 黒漆菊花鳥虫七宝繫沈金食籠 1合
- 2 所在の場所及び所有者
  - (1) 所在の場所 那覇市首里金城町1丁目2番地 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団首里城公園管理センター
  - (2) 所有者 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団

### 沖縄県教育委員会告示第10号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

平成18年9月12日

沖縄県教育委員会

委員長 板 井 ル ミ 子

- 1 名称及び員数 黒漆牡丹七宝繫沈金食籠 1合
- 2 所在の場所及び所有者
  - (1) 所在の場所 那覇市首里金城町1丁目2番地 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団首里城公園管理センター
  - (2) 所有者 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団

## 内水面漁場管理委員会事項

### 沖縄県内水面漁場管理委員会指示18第1号

沖縄県内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年9月12日

沖縄県内水面漁場管理委員会

会長 嘉 数 清

（採捕水域の制限）

第1 沖縄県名護市以北の内水面及び河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の海域をいう。）においては、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であって、沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験及び研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者
- (3) 保護のために採捕しようとする者

（承認申請）

第2 第1の承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を得なければならない。

（承認内容の変更）

第3 第1の承認を受けた者が、承認の内容（採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所、使用する漁具及び漁法並びに採捕に従事する者の住所及び氏名）を変更しようとするときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第4 委員会は、第1又は第3の承認をしたときは、その申請者にリュウキュウアユ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の書換え交付の申請）

第5 第1又は第3の承認を受けた者は、その住所及び氏名に変更が生じたときは、速やかに、住民票抄本、戸籍抄本又は登記簿謄本等の資料を添付してリュウキュウアユ採捕承認証書換交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の再交付の申請）

第6 第1又は第3の承認を受けた者が、承認証を亡失又はき損したときは、リュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の書換え交付及び再交付）

第7 委員会は、次に掲げる場合には、遅滞なく書き換えて、又は再度、承認証を交付する。

- (1) 第5の規定による書換え交付の申請があったとき。
- (2) 第6の規定による再交付の申請があったとき。

（承認証の携帯）

第8 第1の承認を受けた者は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合、承認証を携帯しなければならない。

（報告書の提出）

第9 第1の承認を受けた者は、承認期間が満了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告

書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（所持及び販売の禁止）

第10 何人も第1の承認を受けずに採捕されたリュウキュウアユ（これよりふ化した稚仔魚及び当該アユの加工品を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（制限又は条件）

第11 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

第12 第1の承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

（承認の変更、取消し又は採捕停止等）

第13 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき又は第1の承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、取り消し又は採捕を停止させることができる。

（電子情報処理組織による手続等）

第14 委員会は、この指示の規定により行わせ又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、平成18年9月12日から平成21年9月11日までとする。

#### 第1号様式（第2関係）

リュウキュウアユ採捕承認申請書			
			年 月 日
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿			
			住所
			氏名 印
沖縄県内水面漁場管理委員会指示18第1号に基づき、下記によりリュウキュウアユの採捕承認を受けたいので申請します。			
記			
1. 採捕の目的			
2. 採捕する尾数			
3. 採捕期間			
	年	月	日から
	年	月	日まで
4. 採捕する場所			
5. 使用する漁具及び漁法			
6. 採捕に従事する者の住所及び氏名			

注 試験研究、増殖又は養殖等の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

#### 第2号様式（第3関係）

リュウキュウアユ採捕承認変更申請書			
			年 月 日
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿			
			住所
			氏名 印
下記によりリュウキュウアユの採捕承認の内容を変更したいので申請します。			
記			
1. 承認番号			



氏名 印

下記のとおり、リュウキュウアユ採捕承認証を（亡失・き損）したので、承認証の再交付を申請します。

なお、後日、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

1. 承認番号
2. 亡失又はき損した年月日                      年    月    日
3. 亡失又はき損した理由

## 第6号様式（第9関係）

## リュウキュウアユ採捕実績報告書

年    月    日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示18第1号に基づき承認されたリュウキュウアユの採捕について、下記のとおり、実績を報告します。

記

1. 承認番号
2. 採捕した場所
3. 採捕した尾数
4. 孵化した尾数
5. 放流した尾数
6. 放流した年月日
7. 放流した場所
8. その他（所見）

注 試験研究目的の採捕の場合は、試験研究成果の概要報告書（様式は任意）を添付すること。  
学会報告や雑誌への掲載文等を添付することでこれに替えることができる。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--